

紛争鉱物管理方針

東邦金属株式会社（以下、当社と記）は、行動憲章に則り、企業の社会的責任を自覚して健全な企業活動に努めております。原材料等の調達においても、人権侵害（大量殺戮、民族浄化、暴行、虐待、拷問、奴隷化、人身売買、児童労働、強制労働等）、テロリスト活動、マネーロンダリング、環境汚染（水銀の大気・土壌・水域への不正排出等）、不正取引などが横行する紛争地域（*1）や高リスク地域（CAHRAs）からの調達を回避するため、金、スズ、タングステン、タンタルに係る取引についてリスク管理を行い、そのような紛争地域に関与することが判明した場合には、直ちに取引を中止します。

1. 管理体制の構築

当社は、コンプライアンス責任者により関連部署に対して責任ある管理体制を構築し、紛争鉱物管理を推進します。

2. 紛争地域や高リスク地域からの紛争鉱物調達回避

コンゴ民主共和国及びその周辺 9 カ国（*1）に由来する金、スズ、タングステン、タンタルを紛争地域や高リスク地域からの紛争鉱物と定義し、こうした地域からの紛争鉱物調達を回避します。

*1：コンゴ共和国・アンゴラ・ザンビア・タンザニア・ブルンジ・ルワンダ・ウガンダ・南スーダン・中央アフリカ

3. サプライチェーンに対する事前リスク評価

材料のサプライチェーンに対して、事前リスク評価を実施し、紛争地域や高リスク地域からの紛争鉱物に係ることが判明した場合は、直ちに取引を停止します。

4. 教育訓練の実施

紛争鉱物管理に関与する購買部及び関連部署に対し、各時点で必要と認められる状況に応じて、教育訓練を実施します。

5. 取引の監視と記録の保管管理

納入された原材料等の調達品はすべて現物確認を行い、サプライヤーからの取引情報との整合を照合した上で受け入れ、その記録を保管します。

6. 第三者監査の実施

適正な管理体制と実施状況について、定期的に独立した第三者機関による監査を実施します。

以上

2021年9月10日 制定

東邦金属株式会社

代表取締役社長 小樋 誠二